

5 浪総第 4 1 2 号
令和 5 年 9 月 7 日

23-023-003-087
入札参加者各位

浪江町長
(公印省略)

回答書

令和 5 年 8 月 3 0 日付けで頂いた質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

入札件名：畜産施設建築工事

| No. | 資料の種類 | ページ | 質疑内容 | 回答 |
|-----|-----------------|---------|--|---|
| 1 | 入札説明書 | 1 | 履行期間は議会の議決を得た日からありますが、着工可能な年月日をご教示願います。 | 着工可能な年月日については、落札後にお示しいたします。 |
| 2 | 入札説明書 設計書 | 1 表紙 | 設計書に工期は 27 か月と記載がありますが、履行期間内であれば、27 か月を超えても宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 履行期間内であれば問題ありません。 |
| 3 | 仮設計画図 | Z-01 | 仮設計画図に記載の仮囲い及びゲートにつきましては指定仮設と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 指定仮設として考えておりますが、当面造成工事の車両搬入との関係があるため協議にて材質、範囲を決めて行く予定です。 |
| 4 | 建築関係工事特 記仕様書 | A04 | 交通誘導員について、人数は 2 人で配置期間は 520 日と記載がありますが、延 1,040 人は指定数量と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 県道の入退場の方向指定をしています。指定数量と考えてよいです。 |
| 5 | 建築関係工事特 記仕様書 | A04 | 7 監督員事務所に○印がありませんが、設けるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 設けるものとして考えてください。 |
| 6 | 設計書 | | 資材高騰等の物価上昇は変更契約対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 浪江町工事請負契約約款第 26 条、福島県設計変更ガイドラインにより請負金額が不相当となったと認められた時は監督員に通知し、必要額については協議して定めます。 |

| | | | | |
|----|----------------|------|--|--|
| 7 | 構造特記仕様書 | S-02 | 5.-1-1)に鋼材は高炉材とするとありますが、全ての部材に電炉材を使用することは可能でしょうか。ご教示願います。 | JIS で定める項目で規格値が確保できれば JIS 規格品されるため電炉材を使用することは可能です。ただし、図面記載の通り、構造計算書の検証の上、監督員の承諾の上決定願います。 |
| 8 | 構造特記仕様書 | S-02 | 5.-10.-3)に溶接技量試験を行うとありますが、溶接技量試験を行わないに変更は可能でしょうか。ご教示願います。 | 変更は可能です。ただし、溶接を行うものは有資格者としてください。 |
| 9 | 構造特記仕様書 | S-02 | 5.-11.で鉄骨製作工場が M グレードとなっていますが、グレードの指定を外して頂くことは可能でしょうか。ご教示願います。 | 製作は R グレード以上への変更は可能ですが、M グレード会社の保証が必要です。 |
| 10 | 意匠図・構造図 設計書 | 全て | 設計書の数量、項目に設計図との差異があった場合、設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 請負契約約款第 18 条1項19 条の規定、福島県設計変更ガイドラインにより設計図書等に疑義が生じた際は、事実が確認できる資料を監督員に通知し、協議を行います。 |

担当 : 浪江町役場 総務課
管財係 入札担当
TEL:0240-34-0237
FAX:0240-35-5352